

日本画像学会 著作権規程

制定2007年4月1日

日本画像学会（以下本学会）は、画像技術および画像関連技術の更なる健全な発展を支援し、会員ならびに社会の期待に応えるサービスを提供するため、ここに本学会として公表する著作物の著作権に関する取り扱いを定める。本学会は著作物の著作権を譲渡していただくことを原則に、実質的に著作者の権利を損なうことなく、論文等を広く周知することに努める。

（目的）

第1条 この規程は、本学会に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される原著論文、研究速報、ショートノート等の報文、総説、解説記事、技術資料及び本学会に投稿される研究討論会・研究会・シンポジウム・国際会議などの予稿、ならびに本学会に寄稿される技術講習会などの技術解説資料等を含む。以下論文等という。）に関する著作権者および投稿者（以下「著作者」という）の著作権の取り扱いを定める。

（著作権の帰属）

第2条 投稿者は、本学会に投稿する論文等に関する著作権（日本国著作権法第21条から著作権法第26条ならびに著作権法第27条および第28条に規定される総ての権利）を本学会に最終原稿が投稿された時点で、本学会に無償譲渡する。

- 2 当該著作物の内容が著作者個人のみではなく、著作者の所属する機関の職務著作などにかかわり、著作権の帰属に関して所属機関の了承を得られない場合や、共同著作物の共同著作者全員の同意を得られない場合など、特段の事情があるため著作権を譲渡することができない場合、著作権の扱いについて著作者と本学会との間で協議の上決定する。
- 3 本学会に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、当該論文等の著作権は本学会から著作者に返還されるものとする。
- 4 著作者人格権は著作者に帰属する。ただし公表権および同一性保持権に関わる次の項目については、著作者は、本学会と本学会が当該著作物の利用を許諾する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
 - (1) 翻訳及びこれに伴う改変
 - (2) 電子的配布に伴う改変
 - (3) アブストラクトのみ抽出しての利用
 - (4) 多色原稿を単色刷りとする改変
 - (5) 著作物の不正利用を予防するため著作物に施す技術的保護手段に伴う改変

（著作者との権利特約）

第3条 本学会が著作権を有する論文等の著作者が、自著の論文等の全部または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合、著作者は本学会に事前に書面で申し出るとともに、当該著作物またはその複製物に出典を明記するものとする。ただし次項に該当する条件で利用する限りにおいて、本学会は、これに異議申し立て、もしくは利用を妨げないものとする。

- 2 (1)論文等のうち、研究速報・ショートノート等の報文、研究討論会予稿、研究会予稿、シンポジウム予稿、国際会議予稿等を著作者が研究の最終成果物として、本学会または他学会等へ投稿する場合
- (2)本学会が主催する教育目的の会合に使用するテキスト類への寄稿を、非営利目的で再利用する場合
- (3)出典を明記したうえで引用として認められる利用である場合

- (4)学校、研究機関等において教材や試験問題として一部を利用する場合
 - (5)本学会が別途定める利用許諾条件に適合する場合
- 3 論文等のうち、本学会が査読のうえ論文誌への採録を決定して最終原稿を受領したものおよび会誌記事については、著作者は、他の学会に投稿することができない。

(第三者への利用許諾)

- 第4条 第三者から、論文等の複製、翻訳、翻案、電子的形態での利用等に関する許諾の要請があり、本会において必要かつ著作者の利益を不当に害しないと認めた場合は、本学会において、当該第三者に論文等の利用を許諾することができる。
- 2 本学会は、論文等の著作権について、(社)日本複写権センター、Copyright Clearance Center その他の著作権集中管理機構に対して、理事会の承認を得て、利用許諾の権利行使を委託することができる。
 - 3 本学会は、営利目的の出版物に対する許諾については、著作者にその旨通知する。
 - 4 本学会が第三者に対して本項の利用許諾により対価の支払いを受けた場合、本学会会計に繰り入れ、本学会の目的に則して有効に活用する。
 - 5 上記以外の場合は、本学会が別途定める利用許諾条件に従う。

(その他の取り扱い)

- 第5条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあるときは、当該取り決めがこの規程に優先して適用される。

- 第6条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。
- 2 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利侵害、名誉毀損その他の紛争を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

- 第7条 本規程は平成19年4月1日より有効とする。なお、平成19年4月1日より前に投稿された論文等の著作権についても、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。
- 2 本規程は、日本画像学会理事の発議により、理事会での承認を得て改廃することができる。

附記

(a-1)著作権とは、複製権（第21条）、上演権及び演奏権（第22条）、上映権（第22条の2）、公衆送信権等（第23条）、口述権（第24条）、展示権（第25条）、頒布権（第26条）、譲渡権（第26条の2）、貸与権（第26条の3）、翻訳権、翻案権等（第27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）をいう。